

市外から転入する場合の入園申込に係る注意事項

保育所、認定こども園等の2・3号での入園申込は、原則保護者が「現在居住している」市区町村の役所に申し込むことになっておりますが、三木市外にお住まいで三木市内の施設を申し込む方については、以下の条件を満たす場合に限り、お住いの市区町村を通さずに直接三木市役所へ申し込むことができます。

1 市外在住でも申込可能な場合（下記①～③の条件をすべて満たす必要があります）

- 条件① 保護者と入園申込児童ともに入園希望月初日までに三木市に転入予定であること
- 条件② 三木市に転入する住所が確定していること
- 条件③ 住宅の売買契約書や賃貸契約書で転入予定日や転入先住所が確認できること
または、三木市の祖父母宅に転入予定で誓約書（様式13）が提出できること

2 申込に必要な追加書類

(1) 一戸建てを新築の場合

建築に関する契約書の写し（引渡し予定日が入園希望月初日より前であること）

(2) 居住目的の一戸建て・マンション等を購入の場合

不動産売買に関する契約書の写し（引渡し予定日が入園希望月初日より前であること）

(3) 賃貸契約の場合

賃貸契約書の写し（入居予定日が入園希望月初日より前であること）

(4) 三木市の祖父母宅に転入予定の場合

転入にかかる誓約書（様式13） ※保護者と、祖父または祖母の署名が必要

3 その他

(1) 以下の場合は、直接三木市役所へ申し込むことはできません。

- ・三木市へ転入の予定があるが、転入日が未定の場合
- ・三木市へ転入を検討しているが、転入先が未定の場合
- ・児童のみ三木市に居住の場合（三木市に住民票のある祖父母が児童を養育し、祖父母が保護者として申し込む場合を除く）

(2) 入園希望月初日までに三木市へ転入されない場合は申込が無効になり、入園が決定した場合でも入園取消となりますので、ご注意ください。転入予定が変更になる可能性がある場合は、現在お住いの市区町村からお申し込みください。

(3) 特別な事情がある場合は、下記までご相談ください。

三木市教育委員会 教育・保育課
入所・給付係
〒673-0492 三木市上の丸町10-30
Tel.0794-82-2000 内線3542